

必要経費と家事費との区分

Q : 私は個人事業者ですが、家事費と必要経費の区分の仕方がよくわかりません。どのようにしたらいいのですか？

A : 次を参考にして区分してください。

【解説】

経費を区分する場合に、紛らわしいものに家事費と家事関連費というものがあります。

家事費は、事業と関係ない個人的な費用ですから、当然、事業所得の必要経費になりませんが、家事関連費は家事費と事業経費の両面の性格を持つものですから、これについては合理的に区分しなければなりません。

家事関連費とは、次のもので、それぞれの金額を必要経費に算入できるとされています。

- ① 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が事業遂行上必要であり、その必要部分を明らかに区分することができる場合のその区分することができる金額
主たる部分は、業務の内容、経費の内容、家族や使用人の構成、店舗併用住宅など状況に応じて判定をし、事業遂行上必要な部分が50%超であるもの及び50%以下であっても必要部分が明らかに区分できるものは必要経費に算入できます。
- ② ①のほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者については、家事上の経費のうち、取引の記録等に基づき、事業遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額

